

徳島県告示第四百二十一号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）第八条第二項後段の規定に基づき、徳島県立大鳴門橋架橋記念館の利用料金（以下「架橋記念館利用料金」という。）の額の変更について次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 架橋記念館利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	六二〇円	四九〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日